

# 国際水準GAPガイドライン

**農林水産省**

## 国際水準GAPガイドラインにおける作物の分類について

本ガイドラインは農作物及びきのこのうち栽培するものを対象とし、以下の①～⑤に分類して取組事項を整理している。

国際水準GAPガイドライン	[参 考] 農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン
① 青果物	野菜
	果樹
	きのこ
	その他の作物（食用）
② 穀物	米（飼料用のものを除く。）
	麦（飼料用のものを除く。）
③ 茶	茶
④ 飼料作物	飼料作物
⑤ その他非食用	その他の作物（非食用）